

フランス向け県産品テストマーケティング事業業務委託基本仕様書

1 目的

フランスにおいて工芸品・デザイン雑貨及び加工食品のテストマーケティングを実施し、その結果をフィードバックすることにより、現地ニーズを踏まえた商品のブラッシュアップや、テストマーケティング結果を踏まえた県内事業者の今後の海外における販路開拓や取引拡大につなげる。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

3 業務内容

上記目的を達成するために、山形県知事（以下「発注者」という。）は、事業実施者（以下「受注者」という。）に対し、下記の内容により本事業の委託を行う。事業の実施にあたっては、受注者は、発注者と十分調整を行うものとする。

(1) 委託事業

集客力のあるフランスの実店舗において、現地の一般消費者を対象とした工芸品・デザイン雑貨及び加工食品のテストマーケティングを実施し、その結果のフィードバックや助言・指導を行うことにより、県内事業者の主体的な商品開発・改良や価格設定などを促し、今後のビジネスの進め方も含めて支援する事業とし、これに必要な以下の業務を行うものとする。

① 実店舗におけるテストマーケティング実施

ア フランスの実店舗（セレクトショップ、百貨店など）において、テストマーケティングを実施するとともに、集客のためホームページやSNS等を活用し、現地の一般消費者に対して広く情報発信する。

イ テストマーケティングに参加する県内事業者の商品について、現地バイヤー等から意見を聴取し、その結果をフィードバックすること。

ウ テストマーケティング期間終了後、詳しい販売実績や来店者アンケートの集計・分析結果を県内事業者にフィードバックする。

エ その他、テストマーケティングの効果を高める取組みを実施する。

＜想定される取組み例＞

- ・ECサイトでのテストマーケティング実施
- ・複数店舗でのテストマーケティング実施
- ・実店舗等でのワークショップ開催
- ・現地デザイナーと連携した商品開発
- ・インフルエンサーを活用したSNSでの情報発信

② フォローアップの実施

ア テストマーケティングの結果を踏まえ、参加者との個別面談を行い（オンライン可）、海外販路開拓に向けて、商品開発・改良や価格設定、今後のビジネスの進め方について助言・指導を行う。

イ テストマーケティング期間中または期間後に現地バイヤー等から問合せや商談の依頼

があった場合は、県内事業者へ繋ぐとともに、商談等のサポートを行うこと。

③ 報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、発注者に提出する。

(2) 委託事業実施の条件

ア 受注者は、実店舗において1か月間以上、県内事業者15者以上（工芸品・デザイン雑貨10者以上、加工食品5者以上）の商品のテストマーケティングを実施すること。なお、販売形態は、委託販売とする。

イ 受注者は、実店舗の借上や店舗スタッフに係る経費を負担する。また、商品の運送料、関税、VAT（付加価値税）等の経費の負担は企画提案の内容による。

ウ 受注者は、参加の申込みがあった県内事業者の中から15者以上（工芸品・デザイン雑貨10者以上、加工食品5者以上）を選定すること。選定基準については、発注者と協議の上決定すること。商品選定にあたっては、県内事業者と個別面談を実施し（オンライン可）、市場のニーズも踏まえて決定すること。

エ 受注者は、テストマーケティングの参加者として選定しなかった場合は、その理由を県内事業者に対してフィードバックすること。

オ 受注者は、テストマーケティングに参加する工芸品・デザイン雑貨の県内事業者の中から3者以上を選定し、専門的な知見のある現地バイヤー等から商品について意見を聴取し、その結果をフィードバックすること。選定基準については、発注者と協議の上決定すること。

カ 受注者は、発注者が求めた場合には、業務完了以前であっても、テストマーケティングの暫定結果など、業務の進捗状況に関する資料を提出しなければならない。

4 成果品の納品及び部数

(1) 受注者は、3（1）③に規定する報告書及びテストマーケティングの様子が分かる写真（JPEG形式）を電子データで提出するものとする。

(2) (1) は、電子メールにより提出すること。

5 その他

(1) 受注者は契約締結後速やかに委託業務に着手しなければならない。

(2) 本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び規則等の定めるところに従うものとする。

ア 山形県財務規則

イ 労働関係法令

ウ その他関係法令及び諸規則

(3) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法等について発注者と協議しながら進めることとする。

(4) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 本業務による成果品の著作権は成果品の引き渡しが行われたときに、受注者から発注者に移転するものとし、発注者は当該成果品の内容を本業務以外にインターネット、印刷物、

DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。

- （6）受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月県条例第 62 号）を遵守しなければならない。
- （7）この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。